

宮崎労働局職員【任期付任用職員】募集要項

1 職種

宮崎労働局の任期を定めた常勤職員

2 業務内容

宮崎労働局における次の業務

- ・雇用調整助成金の支給業務（不正調査や債権管理含む）及び関連する業務
- ・上記以外の他助成金に関連する業務

3 募集人員 1名

4 応募資格

(1) 以下の条件を満たす方

民間企業等での業務の経験を有し、助成金に関連する業務の実施に必要な能力等を有する者。

(2) 以下に該当する方は応募できません

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ④ 国家公務員法第81条の6（定年による退職）及び附則第8条に該当する方（採用予定日において満62歳に達している方）

5 採用方法

選考による採用となります。

また、人事院規則8-12第42条第2項第1号の規定に基づく任期を定めた常勤の国家公務員としての採用となります。

なお、任期は令和9年3月末日までとなります。

6 採用日 令和8年4月1日（水）を予定しています。

7 勤務地

宮崎労働局職業対策課助成金センター

(宮崎市大塚台西1丁目1-39 ハローワークプラザ宮崎内)

8 勤務時間・休暇

勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか病気休暇等があります。

9 身分及び待遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10 応募方法

(1) ・ハローワーク紹介状

・履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付のうえ、学歴、職歴（助成金に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(2) 論文の提出

次の課題について、論文による書類審査を実施します。

<論文の課題> (800文字程度)

「事業主に対しての雇用関係各種助成金のうち、自身の把握する助成金を1つあげ、その助成金の主旨・目的等（主旨・目的、支給対象者、その他事項）や、雇用保険と雇用関係助成金の関連性について述べよ。」（※提出様式は任意とします。）

(3) 応募先

(1)及び(2)を封筒に同封し、宮崎労働局総務部総務課人事係あて郵送（直接持参も可）してください。あて先は下記13のとおりです。

応募の秘密については厳守します。また、応募書類については、目的外に使用しないことをお約束し、こちらで処分させていただきますのでご了承ください。

※応募の際はハローワークの紹介を受けてください。

11 応募期限

令和8年2月20日（金） 応募書類必着

12 選考方法

【第1次選考】

(選考内容)

職務経歴、論文による書類審査

※ 職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第1次選考通過者を決定します。

(選考通過者発表)

画面にて発送：令和8年3月4日（水）予定

※ 通過したか否かに問わらず全員に発送します。

【第2次選考】

(人物試験（個別面接）)

人物試験による審査

試験日は令和8年3月11日（水）

(詳細な時間及び場所等については、第1次選考通過者あてに通知します。)

(合格者発表)

画面にて発送：令和8年3月18日（水）予定

※ 合否に問わらず全員に連絡します。

13 応募等に関する照会先

宮崎労働局総務部総務課人事係 田中・井之上

住所：〒880-0805

宮崎市橋通東3丁目1番22号宮崎合同庁舎5階

電話：0985-38-8820

14 その他

- ・給与法附則第8項の規定に基づき、60歳以上の者は俸給月額等が7割水準となります。
- ・人事院規則9-8第37条第9項の規定に基づき、55歳以上は昇給停止となります。
- ・現職の者で本公募において採用となった者は、新規採用として再度初任給決定を行います。初任給決定の結果、現在より級号俸が下がる場合がありますのでご了承ください

給与等について

1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます（一般的な例として19万円～36万円程度）。

2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。

【令和8年度】

「扶養手当」扶養親族のある者に、配偶者月額3,000円、子1人につき11,500円等

「住居手当」借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、負担している家賃額に応じて月額16,000円～28,000円

「通勤手当」交通機関を利用している者等に運賃等相当額
(1か月あたり最高150,000円)

「期末手当・勤勉手当」

いわゆるボーナスとして1年間に俸給等の約4.65か月分(令和7年度実績)
令和8年6月期の期末手当・勤勉手当については勤務期間に応じた手当額になります。予めご了承ください。